

**(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する
条例検討委員会 議事録**

1	会議の名称	第6回(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会		
2	会議の開催日時	令和元年11月8日(金) 午前10時～午前12時20分		
3	会議の開催場所	栗東市危機管理センター 防災研修室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	福祉部 障がい福祉課	傍聴者数	3名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
6	出席委員	樽井委員長・野田委員・堀内委員・仲川委員 滝口委員・岡本委員・大橋(博)委員・林委員 新川委員・佐多委員・大橋(順)委員 (以上11名)		
7	会議の議事	(1) 条例修正案の提案と検討 (2) 条例名称案の提案と検討 (3) パブリックコメント(市民意見の募集)について		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 次第 ● 資料1: 条例名称等意見集約 ● 資料2: 全体に対するご意見 ● 資料3: (仮称)手話言語条例(案)に対する意見集約 ● 資料4: (仮称)栗東市手話言語条例(案)逐条解説 ● 資料5: (仮称)栗東市障害者のコミュニケーション支援に関する条例(案)に対する意見集約 ● 資料6: (仮称)栗東市障害者のコミュニケーション支援に関する条例(案)逐条解説 ● 資料7: 募集要項と意見書(るびあり) ● 資料8: スケジュール(案) <p>※資料3～7については内部資料のため非公開とします。</p>		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する
条例検討委員会 議事録
(令和元年11月8日(金)開催)

1. 開会

事務局

それでは、ただ今より第6回(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会を始めさせていただきます。まず始めに、傍聴者の報告を、委員長よろしくお願ひいたします。

委員長

この会議は原則公開となっております。今回、傍聴希望者が3名おられます。「栗東市付属機関等の会議の公開に関する要領」に基づき、傍聴を認めます。

事務局

ありがとうございました。では、開会にあたりまして、委員長からご挨拶を頂きたいと思ひます。

委員長

みなさん、おはようございます。委員長を仰せつかっております、樽井です。本日はパブリックコメントに向けて、条例の内容を検討して頂く重要な審議になりますので、積極的な意見を頂きたいと思ひます。事務局の方で資料をまとめて頂くという大変な作業をして頂き、手元に案があります。この後、みなさんに変更等に関する協議をして頂きますので、よろしくお願ひします。本来は丁寧に挨拶させて頂くべきところですが、貴重な時間ですので、私からは以上といたしまして、議事に入りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局

出席者の確認のため、樽井委員長より、順に右回りでお名前をお願ひいたします。

(順に自己紹介を行った)

本検討委員会開催にあたり、意思疎通支援者として手話通訳者2名、要約筆者4名、盲ろう通訳介助者2名にお越し頂ひしています。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認を行った)

それでは、(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会設置要綱第6条により、これより委員長の進行で議事を進めて頂きたいと思えます。

2. 議事 (1) 条例案に対する意見の確認と検討

委員長

1つ目の議題として、(1) 条例修正案の提案と検討 について、事務局からお願いします。

事務局

(資料2：全体に対するご意見の資料説明を行った)

法律はもちろんのこと、条例はルールに基づきまして、表記をすることとなっています。みなさんの意見を変えるということはしていません。ルールの範囲内で、表記を変えることを、条例担当と協議を重ねています。

委員長

事務局から説明があった部分について、質問がある方は挙手をお願いします。

委員

資料2の①、「あらかじめ逐条解説を用意します」とのことですが、その解説の内容は資料4・6だけということでしょうか。

事務局

おっしゃったとおり、資料4・6になります。パブリックコメントについては、手話で表現したものを出していこうと思っています。

委員

それは、手話をビデオ撮影するということでしょうか。

事務局

はい、そのつもりをしております。

委員

手話での解説がつくということ、確約して頂きたいと思います。

事務局

資料 7 中のパブリックコメント募集案に書かせて頂いているのですが、手話版動画を用意しようと思っています。

委員

字幕も付くのでしょうか。

事務局

そのつもりでいます。

委員

手話版動画はいつごろ作る予定でしょうか。

事務局

12 月上旬に、総合調整会議という市長・副市長が出席する幹部の会議がありますので、それ以降に作ります。

委員

資料 8 の予定表の中には、書いてないです。

事務局

予定表の中には、そこまで細かいことは記載していません。

委員

そのあたりが、分かりませんでした。

事務局

申し訳ありません。手話での動画については、前回もそのようなご意見があり

ましたので、事務局でご用意をさせていただきます。

委員

ありがとうございました。分かりました。

②の「市長」が主語になっている部分は、異論があります。ろう者の立場で言うと、文章が分からない人、理解ができない人もいますし、主語を「市」に修正して頂ければと思います。

事務局

法律もそうですが、条例の作り方については、ルールがあります。施策を推進していくのは「市長」です。表現が分かりにくいということを言い始めると、条例が出来なくなります。先ほども申し上げましたが、一定のルールがありますので、みなさんの意見を変えずに、一定のルールに基づいて、条例を作りたいと考えています。分かりにくいところについては、逐条解説の方で、説明をさせていただきますと思います。

委員

分かりました。ありがとうございます。

委員長

他の方、ご意見いかがでしょうか。なければ、次の説明をお願いいたします。

事務局

(資料3：(仮称)手話言語条例(案)に対する意見集約の資料説明を行った)

委員長

資料3について、ご質問等ある方は挙手をお願いいたします。

委員

6ページの「(4)聴覚障害児の手話の獲得に関する施策」について。内容はこういったものになるでしょうか。

事務局

具体的な施策につきましては、条例の中で示している、協議の場で協議をしていきたいと考えております。具体的な施策については、事務局としてはまだ持っていないという現状です。ただ、条例の中で、幅広く施策ができるようにしたいということで、このような文言にしております。

委員

学校教育の中にも、手話を学ぶ機会を取り入れて欲しいという様な意見が書いてあり、これは障害者のコミュニケーション支援に関する条例（案）にあるとのことでしたが、私としては、手話言語条例（案）にも、学校教育の場での手話を学ぶ機会についての文言を入れて欲しいと思います。どちらにも必要だと思います。

事務局

今の学校教育の場で「手話言語を学ぶ」というカリキュラムはないと認識しています。それを条例に入れることによって、栗東市だけが実施しなければならないということになってきますので、「手話言語を学ぶ」という授業をカリキュラムに入れることについては、この条例ではできないのではと思っています。ただし、手話講座や聞こえる者が手話を学ぶという取り組みは、コミュニケーション支援に関する条例の施策で行っていきたいと思っています。

委員

栗東市だけになってしまうので、難しいということでしょうか。学校教育に入れるというのは、本当に大切なことだと思っています。

事務局

学校教育は、学習指導要領に基づいて授業をされますので、そこにうたわれない限り、やはり授業ではできないと思います。ただし、総合学習などで、障がいのある方の理解の学習をし、そのような場で手話に触れたりするというのがあります。そこで、英語や国語とかと同じレベルでというのは、福祉のサイドでは言えないのかなと思うのですが、違うでしょうか。

委員

手話は言語ですから、同じレベルのものだとは思いますが。

事務局

それは、私も思います。けれど、それを学校教育の現場で授業をしていくというのは、法整備もまだできていないと思います。

委員

栗東が最初のスタートを切れればいいなと思うのですが、それも難しいということでしょうか。

委員

この検討委員会が始まった時に、この場に学校教育課の方に入って頂きたいと、私も意見を申し上げました。前課長の時は、「いずれそのような時がきたら」というお返事だったと思います。やはり、この場に出席頂きたかったなという思いがあります。また、せっかく聾話学校が近くにあるということなので、栗東市の一つの特色、ここが始まりの場という形で、教育の方からも変えていかないとなかなか難しいところがあると思います。ぜひ教育についての文言を入れて頂きたいと思います。

委員長

本条例の中で、学校教育の内容、例えばこういった授業をカリキュラム入れてほしいというようなことを、直接言うことは、おそらくすぐにはできないと思います。というのは、みなさんご存知だと思いますが、教育は文部科学省が一番おもとにあって、学習指導要領に基づいて組まれているからです。だからといって未来永劫それが変わらないものではありません。しかし、まずは条例の中で取り入れてほしいという働きかけをした上で、段階を踏んで実現していくべきものだと思います。学校教育の内容に取り入れるという直接的な文言を入れることについて、ここでは、できる、できないというよりは、まずは方向性だけを示しておいて、具体的なものについては、次の段階でというふうに、切り分けて考えた方が良いのかと思います。

学校教育についての内容を、コミュニケーション支援の条例の中だけではなく、手話言語の条例にも入れた方がいいのではというご意見について。コミュニケーション支援の条例の中で、聴覚障がい者とのコミュニケーションだけではなく、他の障がいの方とのコミュニケーション方法についても、学校教育で学ぶ機会を入れるという方向で進めることは、既に盛り込まれています。ですので、2つの条例の整合性を考え、重ならないように進めていく必要があります。

手話が言語であるという認識を、生徒さんにしっかり学んで頂くような機会を作るよう働きかけていくこと自体は、どちらの条例に入ったとしても、主旨として間違いなく外さずに入っていくと思います。どちらに入れるかについては、条例作成上の、事務局の判断に委ねて頂くのが良いかなと考えます。

学校教育の場にこれを取り入れていきたいという思い自体は、しっかりと事務局や検討委員で共有しておきたいですし、そこが大事であるという認識は、ここでもう一度確認できたと思います。

では、次の説明をお願いします。

事務局

資料4を、お願いします。(仮称)栗東市手話言語条例(案)の逐条解説です。先ほど説明させて頂きました、資料2のご意見を踏まえての、条例の細かい説明となります。この解説につきましては、みなさんの意見を元にした条例本文の解説となりますので、事務局で作成をしていきます。条例検討の最中ですので、変更の可能性は大いにありますし、また読んで頂いて、ご意見等ありましたら、事務局までお願いいたします。

第2条の聴覚障害者の定義において、「聴覚の機能に障害がある者であって」と示しているのですが、解説の中で「ろう者及びろう重複障害者を含む」という表現を使わせて頂いています。以前から、盲ろう者という言葉も条例の中に入れて欲しいというご意見を頂戴していたのですが、ここでは、ろう重複障害者という表現を使わせて頂いています。この中に、盲ろう者も含まれるという考えを持っています。いろいろな重複障害の方がいますので、それを1つずつ記載していくのではなく、「ろう者及びろう重複障害者を含む」という表現にしました。

委員長

ただ今の資料4に関して、ご質問があればお願いいたします。説明の部分の確認や、分からないことは、何でも聞いてください。

～ご意見なし～

また後で出てきましたら、前に戻ってご質問して頂いても結構ですので、先に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、資料5の説明をお願いします。

事務局

(資料5:(仮称)栗東市障害者のコミュニケーション支援に関する条例(案)に対する意見集約の説明を行った)

委員長

資料5についてご質問等ありましたら、お願いいたします。

委員

災害の部分で、意見です。災害に関する条例をぜひ作りたいと思います。その時には、一般の市民の人も交えて、災害に関しての条例の整備を考えて頂きたいのですが、いかがでしょうか。

事務局

具体的にどのようなことでしょうか。今のコミュニケーション支援の条例と関連付けてといった様な意味合いでしょうか。

委員

避難所の場所についてや、災害が起こったときの障がい者に対する支援、そういった内容を協議をして頂きたいと思っています。行政の方、一般市民の方を交えて、災害時の対応等協議を進めたいと思っています。

事務局

今ご提案頂いた件に関して、この検討委員会の中で議論していくものなのだろうかと思っているところです。今のご意見は別の機会で頂戴したいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長

いろいろな問題はつながっているので、災害時のコミュニケーション支援も当然重要な問題です。しかし、条例で定める範囲をどんどん広げていくと、限られた時間の中での議論が到達できなくなってしまう恐れがあります。頂いたご意見は貴重なものですので、しっかりと記録して頂いて、何らかの機会でも、市としても、どの条例に反映させるのか、どういった施策に反映されるのかを含めて、ご検討ください。

一旦 10 分間休憩とりたいと思います。

～休憩～

委員長

再開します。資料 6 の説明を、事務局からお願いします。

事務局

資料 6 の説明に入る前に、先ほどの学校教育の場での手話の教育について、補足させて頂きます。この条例で大切なのは、障がいのあるお子さん、聞こえないお子さんが生まれてきた時に、そこで第一言語である手話をどうやって獲得していくか、というところになってくると思います。市としては、その部分の啓発を大切にして、条例を制定していきたいと考えております。

委員

手話言語の獲得について、補足します。子どもが生まれて最初の社会参加の場となるのは、保育園や幼稚園になると思います。学校教育の現場だけではなく、そこでの教育、生まれて最初の社会参加の場から、手話言語獲得が必要である、そういう意味での教育と私は思って話しています。

事務局

聾話学校の先生が今日のご欠席ですが、聾話学校にも幼稚部があると思います。

委員

幼稚部に入る前に、早期教育があると思います。早期教育から、手話の獲得が始まるのではないかと考えています。

事務局

そういった部分の情報提供や環境を整えていきたいというふうに、考えております。

委員長

ありがとうございます。では説明をお願いいたします。

事務局

資料6をお願いします。(仮称)栗東市障がい者のコミュニケーション支援条例に対する逐条解説です。(仮称)栗東市手話言語条例と同じように、こちらにつきましても、事務局の方で作成していきます。内容は、最終決定ではありません。今日もいろいろとご意見を頂戴していますので、変更していく可能性はあります。みなさんの意見に基づいて、修正をさせて頂きたいと思います。パブリックコメントには、逐条解説も一緒に出していきたいと思います。

委員長

ありがとうございます。資料5・6についてご質問がありましたら、お願いいたします。

委員

資料4・6について、手元に届いたのが直前で、今すぐ読んで何かと言われても、難しいです。もっと早くに頂いて、きちんと確認をして、考えて、意見を持ってくるのが通常だと思います。今ここで読んでと言われても、時間が足りません。資料1の名称等の議論が大切なかと思いますし、逐条解説については後で

も良いのではないかと思います。

事務局

資料が遅くなり、申し訳ありません。逐条解説につきましては、この場でということではなく、持ち帰って頂いて、目を通して頂きたいと思います。また全体のご意見、今日言えなかった意見等も後日、メールでも FAX でも構いませんので、頂戴したいと思っております。

委員長

他にご意見等なければ、今おっしゃったように条例の名称について慎重な議論が必要かと思っておりますので、次に移りたいと思います。(2) 条例名称案の提案と検討について、事務局よりお願いします。

2. 議事 (2) 条例名称案の提案と検討

事務局

資料1をお願いいたします。ここでは、条例名称等の意見集約ということで、記載をさせて頂いております。あらかじめ、みなさんに名称案をお願いしますということで、お伺いしておりました。

(資料1：条例名称等意見集約 の説明を行った)

委員長

まず①の手話言語にかかる条例名称について、ご意見をお願いいたします。

委員

「栗東市手話言語条例」という案について、単に馴染みがあるからという意見もあったと思いますが、そうではなく、これまでの議論や審議、この条例が意味するものを、ぜひ名称に入れて欲しいです。手話言語条例だけというのは、よく見る条例名称かと思いますが、手話言語条例が何なのか、中にどんな意味があるのか、つかめないと思います。

具体的に、「栗東市言語としての手話の認識の普及等に関する条例」の様に、きちんとした理由を含めた条例名称にした方が、みなさんにお分かり頂けるのではないかと思います。

委員長

ありがとうございます。資料を見ますと、意見の数としては、「栗東市手話言語条例」が8件、2番目の「栗東市言語としての手話の認識の普及等に関する条例」が2件となっておりますが、数だけで決めるものでもないもので、いろいろな角度から意見を頂いた方が良いかと思えます。ご意見をぜひ頂けたらと思えます。いかがでしょうか。

最初の短い名称を押す意見としては、「簡潔で分かりやすい」「イメージとしてストレートの方がよい」「仮称の名前に親しんできている」など、他の自治体でもある名称なので、馴染みやすいといったことで、共通しているものがあると思えます。2つ目は、よりこの条例ができた経緯を名称にもしっかりと反映させたいという思いがあり、その分、言葉が長くなっています。

タイトルとしてテーマをしっかりと込めたいということ優先するか、簡潔さ、分かりやすさを優先するか。短い方でも込められた意味としては、同じですし、これを中身の前文や、第1条目的の中にしっかりと入れておくことは可能です。ただし、タイトルの中に入れたいということは、今、頂いた意見の主旨かと思えますので、しっかりと意見を言って頂くのが良いかと思えます。委員のみなさまぜひ、ご意見をお願い致します。

委員

私は、端的な言葉で、「なるほど。手話の条例ができたんやね」という感じの名称の方が、良いかと思えます。あまり長いタイトルになると、そこから説明をしていく必要があり、入り込むのに逆に時間がかかると思えます。まず「手話の条例ができた」と分かりやすく伝え、かえって親しみを持ってもらうためにも、やはり条例のタイトルそのものは、短い方が分かりやすいと思えますし、市民の方々も入り込みやすいと思えます。「栗東市手話言語条例」の方を押したいと思えます。

委員長

できればたくさんご意見を頂くのが良いかと思えます。率直に言って、条例制定の目的は、この委員会で共有されており、手話が言語であるという認識をみんながもつことが大事であるという点は共通していると思えます。ここで食い違っている訳ではないので、タイトルで全部説明した方が良いのか、タイトルは簡潔に、入り口としては入りやすくしておいた方が良いのかということです。タイトルですべての内容が並んでいると、すごくたくさん言葉が並んでいて、入りにくいと思う人もいるかもしれません。タイトルはシンプルに、中身はしっかりと、二段構えのような考え方もできるのかなと思えます。

一方で、名は体を表すとも言い、名称が大事だ、名称にしっかりと意味が込めら

れていることを重視したいというご意見もあると思います。このあたり、すごく難しいと思うのですが、最初にご意見を頂いた委員としては、いかがでしょうか。

委員

確かに、1つ目は、簡単で、馴染みやすいとは思いますが。しかし、そこでストップをしてしまう、手話言語条例ができたということで終わってしまう、このような心配があります。きちっと名称の中に入れた方が、見たときに「手話が言語なんだ」とか、「手話が言語であるという認識が必要なんだ」と思う人がいるのではないかと考えております。

委員

私事ですが、私は中途失聴者です。手話は少ししか分かりません。でも、手話教室に通いまして、少しだけ分かります。今、人工内耳をつけていて、職場では1対1でしたら話の内容が分かるので、そのようなコミュニケーションを取りながら、仕事をしております。職場の人は私の特性を理解してくださって、大事な要件の時には、前に来てマスクを取って話してくださいます。

職場で「〇〇さん、そういえば11/8、仕事休みよね。何で？」と聞かれて、「栗東市のこういう会議があって、私も参加してるのよ」とお話ししました。健聴の一般の人には全く関心がないんですよね。私という存在があるから、私の周囲の人は、関心をもってくれる。そのような形からでも、広がっていくと思います。

条例に関する質問をしてくださった方に説明する時、長い名称だと、私自身が覚えられないです。名称が簡単だと、伝えたときに、「何それ？」って聞いてくれて、「実は手話ってね…」というような話ができるんです。私自身は、手話に深く入り込んでいるわけではないので、深くは説明できないのですが、関心を持ってくれた時、こちらから発信するのに、簡単な名称の方が良いのではないかと思います。

委員

私も、名称は短い方が入りやすいと思います。内容の意味を全部名称に込めたいと思った時、例えば標語みたいなものである場合、想いを全部込めて、言葉の数の中に入れたりします。でも、今回は名称ですので、やはり、短くて分かりやすい方が、良いと思います。関心のある方は、この名称を見て「栗東市にも手話言語条例ができたんだな」って思ってください、そこからまた中に入ってこれられると思いますので、簡単な方がいいと思います。

委員

でしたら、コミュニケーションの条例も、長い名称ではなく、「栗東市情報・

コミュニケーション条例」だけでも良いのではと思います。

委員長

コミュニケーションの条例の方も、これが一旦決まったら検討していきます。今のご意見も伺いながら、進めたいと思います。考え方としては、確かに統一すべきというふうに思います。考え方がぶれてしまうと、統一されていないことになるので、次の議論の中で話し合っていきたいと思います。

委員

質問になりますが、この2案のどちらかで決めてしまうのでしょうか。

委員長

案としてこの2案が意見集約として挙がってきています。また再度案を募集するという可能性がゼロとは言えないかもしれませんが、基本的な流れで言うと、この2案の中から考えていきたいと考えております。もし、はっきりとした第3案というものがあり、提案したいということでしたら、お聞きすることはできます。いかがでしょうか。

事務局

条例案も、今後パブリックコメントにかけたいと思っています。パブリックコメントは、仮称ですがタイトルも重要になっていきますので、この場で決めたいと思っています。もし他にあれば、今、案を出して頂ければと思います。

委員

2つ出ている案からすると、僕自身もシンプルな方がいいと思って最初は栗東市手話言語条例を押ししていたのですが、今話し合っている雰囲気を考えて、もう少しやんわりとした、優しい条例名があっても良いのではないかなと思いました。ただ、今それが何かと言われても、すぐに答えられないです。

委員

手話言語条例というのは、全国的にもこのタイトルで実施されているところがあって、良いと思っていたのですが、聴覚障がいの方は、全国で少しずつ条例が制定されているけれど、まだまだ普及がされていないという思いの方が強いのかなと思いました。だから、あえて文言を入れたいという思いをお持ちなのかなと思いました。

全国的な例を見ても、私も、端的に手話言語条例と表す方が、一般の方にも届きやすいのかなという思いがあります。滋賀県の中でも栗東が先駆けてやって

いく役割的な意味もあると思うので、名称としては「栗東市手話言語条例」というので良いのではと思いました。

委員長

ありがとうございました。できれば、とことん話し合っって完璧なものを作りたいという思いもあろうかと思いますが、現実として決めていかなければなりませんので、頂いた意見を集約して、委員長としての提案をさせて頂きたいと思います。ですので、批判も含め、すべて引き受けた上で、私の提案ということさせて頂きたいと思います。

私の案といたしましては、前者の「栗東市手話言語条例」、こちらでいきたいと思います。ただし、ここで頂いた議論、経緯、なぜこれが作られたのか、なぜ栗東市で2つの条例に分けたのかという部分は非常に大事ですので、条例の前文、あるいは逐条解説の中での解説部分、あるいは市民の方にお知らせする時のパンフレット等には、必ず、このできた経緯のところを分かりやすく明確に示して頂く、ここはしっかりと留意して頂きたいと思います。

条例の名称としましては、「栗東市手話言語条例」を提案したいと思います。みなさんよろしいでしょうか。

～承認～

ありがとうございます。次にコミュニケーションの条例について、検討したいと思います。こちらは案が8つありますが、意見に対する数としてはそれぞれ1～2件と並んでいるところですので、この案を見渡して頂き、ご意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

委員

私としましては、「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」が一番良いと思います。先ほどの議論の中で、名称は短い方が良いという意見があり、「コミュニケーション条例」だけでいいのではという感じにもなると思うのですが、この中で私自身、特に気に入ったのは、「市民をつなぐ」という言葉が入っている点です。嬉しいなと思いました。あえて障がい者という言葉を入れなくて、そういう言葉の方が良いかなと思います。

情報やコミュニケーション手段としては、AIなどの進歩から考えて、これからありとあらゆる方法が考えられてくるというふうに思いますので、1つにこだわらなくて、広く考えるということが一番良いのかなと思いますので、「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」を推薦したいと思います。

委員長

今のご意見、「市民をつなぐ」というところが、理念としても非常に良いということですね。そういう意味では、障がい者や障がいという言葉が入っている・入っていないでいうと、最後の「栗東市市民共同参画情報コミュニケーション条例」も名称の中に入れていません。かつ、市民をつなぐという理念が入っている点が特徴です。また、先ほどのご意見にもありましたように、名称の長さはできれば簡潔に、市民がぱっと聞いて理解しやすい、内容はもちろん、条文の中でしっかり理解していく上でタイトルとして分かりやすい、シンプルであるという点が、決めるための条件として出てきていますので、それも加味しながら決めていきたいと思います。ただし、文字数としては、こちらは「コミュニケーション」という言葉もあり、多少増えてしまうのは仕方ないことですが、できるだけ、そぎ落として、条文に入りやすいという点も考えながら、ご意見を頂けたらと思います。いかがでしょうか。

委員

私は「栗東市市民共同参画情報コミュニケーション条例」を提案したのですが、それよりも「市民をつなぐ」という方が分かりやすいのかなと思いました。私もこれに賛同します。

委員長

時間が欲しいという思いがあろうかと思うのですが、この案の中で、いかがでしょうか。またもう一つ、「もどかしい」という文言の議論もあります。このタイトルの議論ももちろん大切ですが、頂いたご意見、そして、今まで出たシンプルさや大事な理念として、障がいのある人への支援という視点だけではなく、「市民をつなぐ」という根本的で基本的な理念が入っている、この案が出ています。内容も、確かにこの条例にふさわしいと思いますし、また私からの提案ですが、この案でよろしいでしょうか。

～承認～

ありがとうございます。では、「もどかしい」という言葉の使用について、事務局からお願いします。

事務局

資料1の3ページ、「もどかしい」という言葉の使用に関しまして、あらかじめみなさんにアンケートを取らせて頂き、ご意見を頂戴しました。

(資料1：条例名称等意見集約 の説明を行った)

事務局としましては、最初から前文に「もどかしい」という言葉を使いたいということで、提案してきました。この「もどかしい」という言葉は、「はがゆい」や「つらい」という意味も含めた日本語独特の言葉を選んだ訳ですが、そのあたりをみなさんの方でご議論頂きたいと思います。

委員長

この資料を見ますと、肯定的な意見が4件、再考を求める意見が6件あります。6件あるということは、単に言葉の選び方だけでなく、そこに込められた意味も含めて、やはりいろいろな意見があるということなので、ここはしっかりと議論したいと思います。ご意見を頂けたらと思うのですが、いかがでしょうか。

～ご意見なし～

いろいろな論点があります。やはり使い慣れていない言葉が、条例の中で出てくるといのはおかしいという、手話を使う聴覚障がい者からご意見がありました。また、他の言葉として「はがゆい」や「悔しい」という表現が出ていますが、意味合いとしてふさわしいのかという議論も出てきてしまうので、なかなか難しいです。さらに、「もどかしい」という日本語そのものが、一般的なのか、万人共通で使う正しい言葉遣いなのかというところなども、深く議論していくなら言語学者を呼んだりして、議論をしなくてはいけないぐらい、日本語って難しいですよ。見解が分かれていたりもします。この議論を、どこで落とすのかというのは、なかなか難しいところです。

この後ご意見を頂いてもいいのですが、これを読んでいて思ったことが1つありますので、先に述べさせて頂きます。この文章の中で、「意思表示がしにくく、それによって自己決定ができなくなる」という文言がありました。ここで言いたいのは、障がいのある人が、他の人のコミュニケーション手段に合わせなければいけない、合わせざるを得ない状況を強いられてしまう、自分の意志とは無関係で、そういう不便さであったり、つらい思いをすることといった事実があって、そこからの感じ方は個人によって違うということです。人によっては「悔しい」、「はがゆい」、あるいは「もどかしい」など、言葉の選択はともかく、感じ方の部分で言ってしまうと、どれも正解になってしまいます。これを全員共通の、一つの言葉でくくるといのは、もしかしたら主観が入ってくるので難しいかもしれません。

私の案、考え方としては、受け止め方については触れずに、コミュニケーションの場面で、自分の一番使い慣れているものではないものを強いられるとか、合

わせざるを得ない状況になってしまうその不便さ、不便という言葉でいいか分かりませんが、考え方として、受け止め方の感情ではなくて、合わせなければならないという状況そのものを、中心に記述すればいいのかなと思っています。感情の言葉から一旦離れて、書く内容を、コミュニケーションの際に感じる不便さ、あるいは不公平みたいなところを中心に書いておけば、ある程度万人共通の内容になるのではないかと思います。ただし、これはあくまで私の案ですので、違う案がありましたら、今からご意見を頂けたらと思います。

委員

もどかしいは、日本語独特の言葉で、心情を表すいろんな言葉の 1 つだと思います。ですから、条例としては、具体的に、はっきりとした明確な表現の方が良いのではないかと思います。委員長のおっしゃった通り、不便であったりとか、そういう言葉の方が良いのではないかと思います。

委員長

他にご意見いかがでしょうか。もし他に意見がないようでしたら、私が申し上げた考え方に基づいて、言葉はこれから不便なのか、他の言葉が良いのかは検討させて頂いて、私委員長並びに事務局に一任頂き、「もどかしい」「はがゆい」といった言葉は使わず考え方を変えて、記述していくということによろしいでしょうか。

～承認～

では、この「もどかしい」問題についてはこれで終わらせて頂くということで、次の議題に移ります。

(3) パブリックコメント（市民意見の募集）について」と「今後のスケジュール」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料 7 : : 募集要項と意見書（るびあり） の説明を行った)

ここで、みなさんにお願ひがあります。検討委員の方は、できれば委員会の場で意見を頂戴したいと思います。また、PDF 版、るび有り版、テキスト版、音声及び手話版動画でさせて頂こうかと思っています。今日の意見を反映させて頂いた上で、このような内容でパブリックコメントをかけますということ、みなさまにご提示させて頂きます。まだ意見があろうかと思っていますので、意見がある

方は 11 月 14 日(木)までに障がい福祉課までお願いします。パブリックコメントが終わりましたら、その内容をみなさまにお諮りさせていただきます。

(資料 8：スケジュール(案) の説明を行った)

パブリックコメントの内容によって、場合によっては 3 月議会に間に合わない場合がありますので、6 月議会に上程する可能性があるということをお伝えしておきます。

また、条例の施行日ですが、当初 4 月 1 日施行ということを考えておりましたが、周知期間がいりますので、周知期間のことを考えると、可能であれば来年の 10 月 1 日施行にしていきたいという思いを事務局としては思っております。このことについては、市長にも報告をしております。

委員長

(4) その他について事務局からありますか。

事務局

先ほどと重複するのですが、みなさんの意見を反映してということになりますので、11 月 14 日までに、みなさんからもう一度意見を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

委員長

以上で第 6 回検討委員会の議事を終了します。時間が超過しましたこと、私の進行の不手際があり、お詫び申し上げます。本日は時間も限られた中ご意見を頂き、いろんな思いがそれぞれあろうかと思いますが、議事進行にご協力頂き、心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しします。

3. 閉会

事務局

委員長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆様にも活発なご意見を頂きありがとうございました。次回第7回検討委員会の日程について確認させていただきます。

候補① 1月24日（金）10時から 栗東市危機管理センター防災研修室

候補② 1月23日（木）10時から コミュニティセンター大宝東大会議室

みなさんのご都合を確認させていただきます。

～各日程の委員都合を挙手にて確認を行った～

では、次回会議は1月24日（金）10時から 栗東市危機管理センター防災研修室で開催させていただきます。開催案内は後日送らせて頂きます。

本日は長時間のご協議、ありがとうございました。今後とも、よろしくお願いいたします。お気をつけてお帰りください。